

検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の  
施設基準に係る届出書添付書類について

☆ 県央デルタネットを利用した算定要件

1. 検査・画像情報提供加算について

情報提供方法		備考
診療情報提供書	検査結果・画像等	
書面で提供	連携カルテサービス (診療情報の提供)	◆退院する患者について、当該患者の退院日の属する月又はその翌月に、必要な情報を提供した場合・・・200点 ◆入院中の患者以外の患者について、必要な情報を提供した場合・・・30点 (少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る)
紹介状電子署名サービスで送信		

2. 電子的診療情報評価料について

情報受領方法		備考
診療情報提供書	検査結果・画像等	
書面で受領	連携カルテサービス (診療情報を閲覧)	◆別の保険医療機関から診療情報提供書の提供を受けた患者に係る検査結果、画像情報、画像診断の所見、投薬内容、注射内容、退院時要約等の診療記録のうち主要なものについて、電子的方法により閲覧又は受信し、当該患者の診療に活用(カルテ記載)した場合・・・30点 (少なくとも検査結果及び画像情報を含むものに限る)
紹介状電子署名サービスで受信		

☆ 施設基準の届け出書類の提出

以下の書類を中国四国厚生局へ提出してください(毎月14日まで)

- ・(別添2) 特掲診療料の施設基準に係る届出書
- ・(様式14の2) 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料の施設基準に係る届出書添付書類